

相談名	日時	場所	問い合わせ・申し込み先
弁護士相談	12日(水) 午後1時30分～4時30分 (受付 4日(火)午前8時30分～)	市役所2階 A会議室	人権・市民生活課 TEL(36)5566・(36)5881 ※市役所代表電話(33)3111では 予約できません
	26日(水) 午後1時30分～4時30分 (受付 18日(火)午前8時30分～)	市役所4階 第2委員会室	
電予	※いずれも先着6人・時間の指定はできません		
司法書士相談	19日(水) 午後1時30分～4時30分 (受付 11日(火)午前8時30分～)	市役所2階 A会議室	
行政相談	13日(木) 午後1時30分～4時	市役所2階 B会議室	
人権相談	13日(木) 午後1時～4時	市役所2階 A会議室	人権・市民生活課 TEL(36)5881・FAX(36)5553
	27日(木) 午後1時～4時	市役所4階 第2委員会室	
福祉に関する相談・生活困窮の相談	月～金曜 午前8時30分～午後5時	市役所2階 福祉政策課窓口	福祉暮らし仕事相談室 TEL(36)5583・FAX(32)6518
職業相談 (求人票の配布、就職などにかかる相談)	11日(火) 午前9時30分～11時30分	八幡子どもセンター	商工労政課 TEL(36)5517・FAX(46)5320
	11日(火) 午後1時30分～3時30分	八幡東子どもセンター	
	月～金曜 午前8時30分～午後5時	ハローワークプラザ近江八幡	
キャリアカウンセリング (仕事・働き方悩み相談)	24日(月) 午後5時～8時	アクティ近江八幡	商工労政課 TEL(36)5517・FAX(46)5320
創業個別相談	4月3日(月) 午前9時～午後8時	近江八幡商工会議所	近江八幡商工会議所 TEL(33)4141 安土町商工会 TEL(46)2389
	5月8日(月) 午前9時～午後8時	安土町商工会	商工労政課 TEL(36)5517・FAX(46)5320
農業相談	4月3日(月)、5月はありませ 午前9時30分～11時30分	総合支所3階 B会議室	農業委員会 TEL(36)5520・FAX(46)5320
介護者のつどい	4月はありませ 5月26日(金) 午後1時30分～3時 ※高齢のご家族を介護されている人が対象	ひまわり館2階 研修室1	長寿福祉課 TEL(31)3737・FAX(31)3738
教育相談	月～木曜 午前9時～午後4時30分 金曜 午前10時～午後5時30分 ※幼児・小・中学生とその保護者対象	教育相談室(マナビィ2階)	教育相談室(マナビィ2階) TEL(37)8877
保育人材バンク 『出張就職相談』	21日(金) 午前10時～正午、午後1時～4時	滋賀マザーズジョブステーション (県立男女共同参画センター)	【問】滋賀県保育士・保育所支援センター TEL 077(516)9090 【申】滋賀マザーズジョブステーション TEL(36)1831
一日年金相談所	13日(木) 午前10時～午後4時	市役所4階 第1委員会室	草津年金事務所お客様相談室 TEL 077(567)2220
心配ごと相談	月～金曜の偶数日 午後1時～4時	ひまわり館1階 相談室1	近江八幡市社会福祉協議会 TEL(32)6111・FAX(36)6910
福祉の困りごと相談	月～金曜(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時	ひまわり館	
ボランティア・地域福祉活動相談	月～金曜 午前8時30分～午後5時	ひまわり館	近江八幡市社会福祉協議会 TEL(31)2677・FAX(36)6910
保護司相談	25日(火) 午後1時～4時	近江八幡・竜王更生保護サポ ートセンター(総合支所3階)	近江八幡保護区保護司会 TEL(46)3141(内線345)
税務相談	4月13日(木)、5月11日(木) 午前10時～午後4時	(公社)近江八幡納税協会 (近江八幡商工会議所2階)	(公社)近江八幡納税協会 TEL(33)4121・FAX(36)8415
相続等くらしの問題 行政書士無料相談	21日(金) 午後1時30分～3時30分	滋賀中央信用金庫本店	県行政書士会湖東支部(江南事務所) TEL(47)7517・FAX(47)8507
無料健康相談	3日(月)・11日(火)・19日(水)・27日(木) 午前9時～11時	滋賀八幡病院	滋賀八幡病院 TEL(33)7101・FAX(32)7725



「1回限り」のつもりで定期購入?! ～通信販売のトラブルに要注意～



政府広報オンラインより引用

【事例】

SNSをみていたら、「初回500円、通常よりも6,000円お得」という化粧品の広告が表示されたのですぐに注文した。商品が届いた2週間後、同じ商品2個と10,400円(20%オフ)の請求書が届いた。定期購入だと知らなかったため、販売サイトに電話をすると、「次回から解約するが、発送したものは返品できない」と言われた。

販売サイトには「定期購入」「次回の個数・金額」などの条件が小さな文字で表示され、見逃しやすくなっていることもあるので注意が必要です。

通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。販売サイトが定める返品特約の表示に従うこととなります。いったん注文すると、原則一方的な返品や取り消しはできないので、注文前には必ず確認することが大切です。

SNS上の広告を見て、「1回だけ」のつもりで化粧品や健康食品などを購入したところ、2回目が2～3か月分まとめて届いたという相談が寄せられています。SNS上の広告から販売サイトへアクセスするケースが多く、広告では低価格で購入できることや効能・効果が強調されている一方、

【トラブルに遭わないためのチェックポイント】

- ・定期購入が条件ではないか(継続期間、回数・総額、解約の条件や手段などの確認)。
- ・返品特約や利用規約を確認。
- ・契約内容の記録のため、注文時の画面やメールを保存。

消費者トラブルで困ったらご相談ください!
近江八幡市消費生活センター(人権・市民生活課内)
TEL(36)5566・FAX(36)5553

いやや
消費者ホットライン 188



Vol.1 マスクの着用は 個人の判断が基本となりました

マスクの着用は、これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが、3月13日から個人の判断が基本となりました。ただし、以下のような場合は臨機応変な対応をしましょう。

👉 周囲の人に感染を広げないために



- ・発熱・咳などの症状がある時
- ・医療機関や高齢者施設などを訪問する時
- ・混雑した電車・バスに乗車する時

👉 自身を感染から守るために

重症化リスクの高い人は感染拡大時に混雑した場所へ行く時、特に注意しましょう。

重症化リスクが高い人

- 高齢者
- 基礎疾患がある人
- 妊婦



マスクを着けない人と着ける人
お互いを尊重しましょう。

問 健康推進課
TEL(33)4252・FAX(34)6612・IP22229